様式第七号注４の表を次のように改める。

端末機器の種類	記号
一　第３条第１項第１号に掲げる端末機器	A
二　第３条第１項第２号に掲げる端末機器	E
三　第３条第１項第３号に掲げる端末機器	F
四　第３条第１項第４号に掲げる端末機器	B
五　第３条第１項第５号に掲げる端末機器	C
六　第３条第１項第６号に掲げる端末機器	D

（事業用電気通信設備規則の一部改正）

第三条　事業用電気通信設備規則（昭和六十年郵政省令第三十号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第六号中「接続するもの」の下に「（次号に規定するものを除く。）」を加える。

第三十五条の四中「第二条第二項第十一号」を「第二条第二項第十三号」に改める。

第三十五条の十八第一項中「接続する端末設備等」の下に「（インターネットプロトコル携帯電話用設備（携帯電話用設備であつて、端末設備等をインターネットプロトコルを使用してパケット交換網に接続するもののうち、電気通信番号規則第九条第一項第三号に規定する電気通信番号を使用するものをいう。以下同じ。）に接続するものを除く。）」を加える。

第三十五条の十九の次に次の一条を加える。

（総合品質）

第三十五条の十九の二　電気通信事業者は、当該電気通信事業者の設置する事業用電気通信回線設備（アナログ電話端末と接続できるものに限る。）に接続する端末設備等（インターネットプロトコル携帯電話用設備に接続するものに限る。）相互間における通話（アナログ電話端末との間の通話を含む。）の総合品質に関し、あらかじめ基準を定め、その基準を維持するように努めなければならない。ただし、当該端末設備等と国際中継回線を接続している国際交換設備との間の通話は、この限りでない。

２　電気通信事業者は、その事業用電気通信回線設備の使用の開始前に、前項の基準を総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとする場合も同様とする。

附　則

（施行期日）

１　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この省令の施行の際現に付されているこの省令による改正前の端末機器の技術基準適合認定等に関する規則第三条第一項第一号に掲げる端末機器に係る表示は、なお従前の例による。

○総務省令第三十三号

独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律（平成十八年法律第百十九号）及び独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十五年政令第五十一号）の施行に伴い、独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する省令を廃止する省令を次のように定める。

平成二十五年三月二十八日

総務大臣　新藤　義孝

独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する省令を廃止する省令

独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する省令（平成十五年総務省令第百十四号）は、廃止する。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律（以下「廃止法」という。）の施行の日（平成二十五年四月一日）から施行する。

（事業年度の実績の評価に関する経過措置）

第二条　廃止法附則第二条第三項の規定により総務大臣が独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。次条において「通則法」という。）第三十二条第一項の評価を受けるときは、この省令による廃止前の独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する省令（以下「旧基金省令」という。）第五条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条中「基金」とあるのは「総務大臣」と読み替えるものとする。

（中期目標の期間の実績の評価に関する経過措置）

第三条　独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（次条において「経過措置令」という。）第十一条第二項の規定により総務大臣が通則法第三十四条第一項の評価を受けるときは、旧基金省令第六条及び第七条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧基金省令第七条中「基金は」とあるのは、「総務大臣は」と読み替えるものとする。

（戦後強制抑留者に対する慰労金の支給に関する経過措置）

第四条　経過措置令第十三条の規定によりなお従前の例によることとされる廃止法第一条の規定による廃止前の独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律（昭和六十三年法律第六十六号）第二十一条第一項に規定する慰労金の支給に係る旧基金省令第十六条第一項及び第十八条並びに様式第一号、様式第二号及び様式第三号の規定の適用については、旧基金省令第十六条第一項及び第十八条中「基金に」とあるのは「総務大臣に」と、旧基金省令様式第一号中

「

国債の受領
※１　委任する ２　委任しない

」

を独立行政法人平和祈念事業特別基金に

⇨

国債受領希望取扱店名

とあるのは「

国債受領希望取扱店名

」と、「独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律」とあるのは「独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令第十三条の規定による廃止前の独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律」と、「国債受領希望取扱店名」の欄は、国債の受領を委任する場合は記入する必要はありません。委任しない場合には」とあるのは「「国債受領希望取扱店名」の欄には」と、「郵便局（簡易郵便局を除く。）又は日本銀行の本店、支店、代理店若しくは国債代理店」とあるのは「日本銀行の本店、支店、代理店又は国債代理店」と、「局又は店名」とあるのは「店名」と、旧基金省令様式第二号及び様式第三号中「独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律」とあるのは「独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令第十三条の規定によりなお従前の例によることとされる廃止前の独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律」とする。